# 文化に関わる条例の制定について 中 間 答 申

小田原市文化振興ビジョン推進委員会 平成28年5月

小田原市文化振興ビジョン推進委員会 委員長 水 田 秀 子

文化に関わる条例の制定について(中間答申)

平成 27 年 6 月 30 日、当審議会に対し意見を求められた「文化に関わる条例の制定」について、別紙のとおり、骨子案として中間答申をいたします。

平成 23 年度に策定された「小田原市文化振興ビジョン」や、それ以降、推進体制などを話し合ってきた「小田原市文化振興ビジョンを推進するための懇話会」の意見等を念頭に、様々な視点からの審議を重ねてきました。

当委員会としては、小田原市の将来にわたる持続的な発展の礎として、文化の力こそが重要であり、そのことを市民、行政が改めて認識するためには、条例の制定が不可欠であることを確認しました。文化に関する基本的な方向性を定めるこの条例が、市民と行政で共有され、市の施策の基盤となることを期待しています。

また、小田原市の文化をさらに振興していくためには、本条例の骨子案にも盛り込みましたが、専門性を持った人材による総合的な文化事業の推進組織を設立するとともに、芸術文化の創造性を活かしたまちづくりの拠点となる施設の整備が特に必要であるという意見が出されたところです。本条例を理念条例に終わらせないためにも、それらの整備の推進が必要であることを併せて申し添えます。

## 「文化に関わる条例」骨子案

### (1)前文

文化が必要とされている背景や小田原の誇りである文化について、また、この条例が目指す方向などについて「前文」として記述します。

文化の必要性

- ・文化は長い歴史と風土の中で育まれ、人々の生活するところにあり、人々の暮らしそのものである。
- ・文化は人々の生活にゆとりと潤いをもたらすものである。
- ・人々は様々な困難も文化とともに乗り越えてきた。
- ・文化は人々の未来への希望や生きる力を育むことができる。 条例の目指す方向
- ・小田原には歴史・風土に育まれた伝統文化、なりわい文化、生活文化、芸術文化など豊かな文化が市 民によって受け継がれている。
- ・市民が小田原の文化への認識を深めることで文化は継承され、創造し続けることで市民の誇りとなる。
- ・市民は豊かな文化的環境の中で暮らす権利を持っている。
- ・社会包摂の考え方のもとで、文化が人と社会の繋がりを生み出し、社会的課題を解決していくことが 期待される。
- ・これらの結果として市民は心豊かに希望を持って自分たちらしく生きることができる。
- ・市民、行政が後世に向けてこの条例を共有することが重要である。

#### (2)条例の目的

## この条例が目指すものを「目的」として定めます。

この条例は、文化の振興に関し、基本理念を定め、市民の役割と市の責務を明らかにするとともに、 施策の方向性を定め、市民と共に、未来にわたる小田原の文化を創造し、希望と幸福感を持って暮らす ことのできるまちの実現を目指すものとする。

#### (3)基本理念

### 文化を振興していく基本的な考え方について「基本理念」として定めます。

文化に親しむことは生まれながらの権利であり、子ども、高齢者、障がいのあるなしにかかわらず、すべての人に社会参加の機会をひらくものであるという認識で、私たち市民が心豊かな生活を送り、自分らしく生きるために将来にわたり文化を紡いでいくこと

歴史や風土に育まれた伝統文化、なりわい文化、生活文化、芸術文化など、小田原ならではの文化を 大切にするとともに、それらを常に再認識し、新しい光をあて後世に継承すること。また自由な文化 創造が行われる環境を整備し、小田原の新しい文化を築いていくこと

文化を創るのは私たち市民であり、そのためにも個人の自主性と自由、多様性を尊重すること 小田原の豊かな文化と私たち市民によって創られた文化が、小田原を大切に思い、小田原を支える市民 を育み、自らのまちを自ら創りあげていく自治精神の基盤が生まれるよう努めること

文化を振興することで、まちの質を高め、産業や観光へ活用し、経済の発展に貢献するとともに、社会・経済と文化が相互に影響を与え合い、相互に磨かれる循環をつくること

#### (4)市民の役割

文化の振興にあたり、市民の役割を定めます。

市民は文化に触れることで、自らの生活を豊かにし、郷土に対する認識を深めるよう努めること 市民は小田原の文化を大事にし、自ら文化の担い手となり、その継承、創造、発信をしていくよう努 めること

## (5)市の責務

市が果たすべき役割について「市の責務」として定めます。

前述の基本理念に沿った施策を長期的視野に立って行うこと

文化振興のための環境整備と支援を行うこと

市民や活動する団体、企業等と連携し、地域における人材や文化的資源、情報等を活かしていくこと 社会や地域の課題解決に向けた文化政策を推進すること

市の施策に文化の視点を取り入れ、横断的に施策を展開すること

国、県、他の地方公共団体等との連携に努めること

市は市の責務を果たすための必要な体制と財政上の措置を講じるよう努めること

#### (6)施策の方向性

基本理念や市の責務を踏まえ、市が今後推進していくべき文化振興施策の方向性について定めます。

すべての市民が文化に親しむ機会を充実させるとともに、芸術文化を鑑賞し、さらに市民自らが文化 創造活動を行うことのできる環境及び施設の整備などを行うこと

文化の継承・発展を図るため、伝統文化等の後継者の育成支援、文化資源の適切な保存・継承・活用を図ること

特色ある文化の創造に向け、小田原の文化資源を生かし、様々な連携のもとで、取り組みを行うこと すべての市民が文化の担い手であるという認識を共有するとともに、文化活動を行う人やそれを支え る人を育てる環境を整備し、その成果を発表する場を設けること

将来の小田原を担う子どもたちが文化に親しむための施策を推進すること

情報収集を積極的に行うとともに、市民等と協働して小田原の文化を内外に発信し、文化を通じた交流を促すこと

小田原ゆかりの芸術家や研究者などとの交流及び連携に努めること

生涯学習を行う市民との連携を図ること

#### (7)計画の策定

文化政策の総合的な推進を図るための計画の策定を定めます。

市は条例に基づき文化振興に関する事業計画を策定すること

計画の策定にあたっては文化振興ビジョン推進委員会の意見を聞くとともに、市民からも意見を聴取 すること

計画に基づく成果や経過について小田原市文化振興ビジョン推進委員会の評価を受けること 評価、検証の結果により必要に応じて計画の変更を行うこと

#### (8) 文化振興の推進体制

文化振興にあたっての推進体制について記述します。

文化の振興にあたり、必要に応じ、小田原市文化振興ビジョン推進委員会からの意見を求めること文化の振興にあたり、専門性を持った人員及び組織による継続的な事業推進を図ること